

熊本県公報

第 1 1 3 7 1 号
平成 18 年 2 月 20 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………(生活保護・援護課) 1
- 生活保護法の規定による指定介護機関の廃止……………(”) 1
- 公有水面埋立免許……………(漁港課) 2
- 農地法第62条第2項に基づく土地配分計画……………(農業振興課) 3
- 熊本県屋外広告物条例に基づく屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定告示の一部改正……………(都市計画課) 3
- ”……………(”) 3
- ”……………(”) 4

公 告

- 建設業法第29条の2の規定に基づく公告……………(監理課) 4
- 換地処分……………(農地建設課) 5
- ”……………(”) 5
- 漁業取締船「あまくさ」現船(19トン)の売却……………(漁業取締事務所) 5

告 示

熊本県告示第161号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。
平成18年2月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
デイサービスセンター東屋形 荒尾市東屋形二丁目14番地9	医療法人山田クリニック 荒尾市東屋形二丁目14番地9	平成18年2月3日
益城デイサービスセンター 上益城郡益城町広崎520番地12	有限会社ケイアンドワイ 上益城郡益城町広崎520番地12	平成18年1月31日

〔認知症対応型共同生活介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
もりのさとグループホーム きくち 菊池市大字藤田38番地1	医療法人社団直心会 熊本市池田一丁目7番22号	平成18年1月17日

熊本県告示第162号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第2項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。
平成18年2月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃 止 年 月 日
福満内科医院 八代市松江町288番地	福満 健一郎 八代市松江町288番地	平成18年1月1日

〔居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
福満内科医院 八代市松江町 288 番地	福満 健一郎 八代市松江町 288 番地	平成 18 年 1 月 1 日

〔短期入所療養介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
福満内科医院 八代市松江町 288 番地	福満 健一郎 八代市松江町 288 番地	平成 18 年 1 月 1 日

〔介護療養型医療施設〕

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
福満内科医院 八代市松江町 288 番地	平成 18 年 1 月 1 日

熊本県告示第 163 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てを免許したので、同法第 11 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 2 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許年月日
平成 18 年 2 月 10 日
- 2 免許を受けた者の住所及び氏名
宇土市浦田町 51 番地 網田漁港管理者 宇土市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
宇土市戸口町字外平 707、710、711、714、719 及び 720 地先並びに字戸口 729、730、731、733、734、735、736、795 の 1、796、797、799、800、801 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路に隣接する公共空地地先公有水面
 - (2) 区域
1 の地点と 2 の地点を直線で結んだ線、2 の地点から 136 度 57 分 45 秒 106.906 メートルの地点を中心とする半径 106.906 メートルの円で 2 の地点と 3 の地点を結ぶ西側の円弧、3 の地点から 271 度 01 分 27 秒 92.460 メートルの地点を中心とする半径 92.460 メートルの円で 3 の地点と 4 の地点を結ぶ東側の円弧、4 の地点から 7 の地点までを順次直線で結んだ線及び 7 の地点と 1 の地点とを結ぶ平成 17 年春分の日の満潮位（DL + 4.39 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
1 の地点 網田漁港基準点（北緯 32 度 39 分 56 秒 東経 130 度 32 分 20 秒）から 72 度 40 分 14 秒 569.385 メートルの地点
2 の地点 1 の地点から 226 度 57 分 51 秒 94.756 メートルの地点
3 の地点 2 の地点から 203 度 44 分 59 秒 83.436 メートルの地点
4 の地点 3 の地点から 190 度 19 分 14 秒 29.950 メートルの地点
5 の地点 4 の地点から 136 度 57 分 52 秒 51.418 メートルの地点
6 の地点 5 の地点から 203 度 13 分 48 秒 14.220 メートルの地点
7 の地点 6 の地点から 135 度 33 分 05 秒 13.854 メートルの地点
 - (3) 面積
11,014.66 平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
宇土市戸口町字外平 706、707、710、711、714、719、720、721、718、722 の 2、722 の 1、723 地内及び同地先公有水面並びに字戸口 729、730、731、733、734、735、736、795 の 1、796、797、799、800、801、870、871 の 2、872 の 1、873 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路に隣接する公共空地地内及び同地先公有水面
 - (2) 区域
A の地点から G の地点までを順次直線で結んだ線及び G の地点と A の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
A の地点 網田漁港基準点（北緯 32 度 39 分 56 秒 東経 130 度 32 分 20 秒）から 69 度 26 分 06 秒 593.852 メートルの地点
B の地点 A の地点から 226 度 57 分 51 秒 267.516 メートルの地点
C の地点 B の地点から 135 度 33 分 06 秒 163.735 メートルの地点
D の地点 C の地点から 45 度 58 分 27 秒 19.211 メートルの地点
E の地点 D の地点から 10 度 34 分 21 秒 46.745 メートルの地点
F の地点 E の地点から 13 度 28 分 10 秒 73.638 メートルの地点
G の地点 F の地点から 37 度 49 分 33 秒 44.507 メートルの地点
 - (3) 面積

- 24,647.50 平方メートル
5 埋立地の用途
漁村再開発施設用地

熊本県告示第 164 号

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 62 条第 2 項に基づく土地配分計画を次のとおり作成した。

平成 18 年 2 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

地区名	所 在	相手方の区分	用 途	口 数	売渡予定面積 (平方メートル)
前越	宇城市三角町前越字喚崎 1087	増反	農地	1	391
	計			1	391

熊本県告示第 165 号

昭和 63 年 9 月 6 日熊本県告示第 618 号の 2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成 18 年 2 月 27 日から施行する。

平成 18 年 2 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3 項の表 14 の 7 の項を次のように改める。

14 の 7	国道 387 号	第三種禁止地域	市道富の原西線との 交点（菊池市泗水町 吉富地内）	九州縦貫自動車道と の交点（合志市須屋 地内）	路端から 100 メートル以内	菊池市 合志市
--------	----------	---------	---------------------------------	-------------------------------	--------------------	------------

3 項の表 21 の 30 の項を次のように改める。

21 の 30	県道住吉熊本 線	第三種禁止地域	県道熊本大津線との 交点（合志市群地内）	熊本市と菊陽町との 境界	路端から 100 メートル以内	菊陽町 合志市
---------	-------------	---------	-------------------------	-----------------	--------------------	------------

3 項の表 22 の 1 の項を次のように改める。

22 の 1	熊本都市計画 道路新南部四 方寄線	第三種禁止地域	熊本市と合志市との 境界（合志市池ノ本 地内）	合志市と熊本市との 境界（合志市西谷地 内）	路端から 100 メートル以内	合志市
--------	-------------------------	---------	-------------------------------	------------------------------	--------------------	-----

熊本県告示第 166 号

昭和 63 年 9 月 6 日熊本県告示第 618 号の 2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

平成 18 年 2 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3 項の表 17 の 3 の項を次のように改める。

17 の 3	国道 443 号	第三種禁止地域	県道大牟田南関線と の交点（南関町迎町 地内）	湯町橋（山鹿市鍋田 地内）	路端から 100 メートル以内	南関町 山鹿市 和水町
--------	----------	---------	-------------------------------	------------------	--------------------	-------------------

3 項の表 21 の 12 の項から 21 の 14 の項までを次のように改める。

21 の 12	県道玉名山鹿 線	第三種禁止地域	玉名橋（玉名市両迫 地内）	馬場橋（和水町江田 地内）	路端から 100 メートル以内	玉名市 和水町
21 の 13	県道玉名山鹿 線	第一種許可地域	馬場橋（和水町江田 地内）	和水町立菊水中学校 前（和水町江田地内）	路端から 100 メートル以内	和水町
21 の 14	県道玉名山鹿 線	第三種禁止地域	和水町立菊水中学校 前（和水町江田地内）	山鹿大堰橋（山鹿市 宗方地内）	路端から 100 メートル以内	和水町 山鹿市

熊本県告示第167号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成18年3月27日から施行する。

平成18年2月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3項の表9の7の項を次のように改める。

9の7	国道266号	第三種禁止地域	国道324号との交点 (上天草市松島町合津地内)	久玉隧道(天草市久玉地内)	路端から100メートル以内	上天草市 天草市
-----	--------	---------	-----------------------------	---------------	---------------	-------------

3項の表12の1及び12の2の項を次のように改める。

12の1	国道324号	第三種禁止地域	国道266号との交点 (上天草市松島町合津地内)	市道大松日高野線との交点(天草市志柿町大松戸地内)	路端から100メートル以内	上天草市 天草市
12の2	国道324号	第三種禁止地域	山仁田橋(天草市本渡町本戸馬場地内)	町道富岡中央線との交点(苓北町富岡地内)	路端から100メートル以内	天草市 苓北町

3項の表15の3及び15の4の項を次のように改める。

15の3	国道389号	第三種禁止地域	国道324号との交点 (苓北町志岐地内)	国道266号との交点 (天草市河浦町白木河内地内)	路端から100メートル以内	苓北町 天草市
15の4	国道389号 (バイパス)	第三種禁止地域	国道389号との交点 (天草市天草町大江地内)	国道389号との交点 (天草市天草町大江軍浦地内)	路端から100メートル以内	天草市

公 告**熊本県公告第125号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から30日以内に申し出ること。

平成18年2月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
- (1) 共栄工業株式会社
熊本市近見8-5-132
代表取締役 津崎 裕康
熊本県知事許可(特-13)第01006号
 - (2) 株式会社勝川建設
熊本市長嶺西2-3-20
代表取締役 黒川 勝徳
熊本県知事許可(特-15)第07408号
 - (3) 有限会社中村重機
熊本市近見3-5-2
代表取締役 中村 豊春
熊本県知事許可(般-13)第08354号
 - (4) 有限会社装和建装
熊本市島崎1-19-10
代表取締役 米岡 徹
熊本県知事許可(般-13)第13081号
 - (5) 有限会社辰吉組
熊本市刈草2-11-1
代表取締役 陣内 辰久
熊本県知事許可(般-13)第13940号
 - (6) 新谷工業

熊本市清水亀井町 33-2
 代表者 新谷 功
 熊本県知事許可（般-14）第 15290 号

- 2 申出先
 熊本県土木部監理課

熊本県公告第 126 号

県営中くま地区（平山工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
 平成 18 年 2 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 127 号

県営宝川内地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
 平成 18 年 2 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 128 号

次のとおり一般競争入札に付する。
 平成 18 年 2 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する物件
 (1) 売却物品及び数量

所 在	名 称 及 び 規 格	数 量	概 要
宇城市	漁業取締船「あまくさ」 船質 軽合金 総トン数 19トン 主機関 GM8V92 TA490PS 発電機関 オーナン MDL3 進水年月日 昭和 63 年 2 月 9 日	一隻	主要設備、属具 多機能レーダー、磁気コンパス、ジャイロコンパス、カラープロッター、風向風速計、カラー魚群探知機、機関室通風機、電動キャプスタン、キセノン探照灯、SSB 送受信機、SSB 送受信機、船内指令装置 衛星 EPIRB 付属備品等 ① GPS 航法装置、 ② 27ZIWDSB 無線電話

(2) 入札の方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

(3) 現状等

専用係船施設に係留（航行可能な状態）

- 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- 3 契約条項を示す場所

熊本県漁業取締事務所
 熊本県宇城市三角町三角浦 1160-179
 郵便番号 869-3207
 電話 0964-52-2183

- 4 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

3 に記載のとおり

(2) 入札説明会及び入札説明書の交付期間

ア 入札説明会

平成 18 年 3 月 1 日（水）午後 1 時 30 分

イ 場所

3 に記載のとおり

- ウ 入札説明書の交付期間
平成18年3月1日(水)から平成18年3月9日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- エ 交付場所
3に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成18年3月10日(金)午前11時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)記載入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成18年3月9日(木)午後5時15分までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を4(3)記載の入札の日時に納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなると認められるときに限る。)
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を平成18年3月9日(木)までに3に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 所定の入札保証金を納付しない者が行った入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等による意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- ケ 二以上の意思表示を行った入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。
- (5) 代金の納入
- ア 契約金額の100分の10以上の保証金又は契約保証金に代わる担保を納入すること。
- イ 売買代金は県の発行する納入通知書により、平成18年3月20日(月)までに県の指定する金融機関に支払わなければならない。
- (6) 船舶の引渡期限及び場所
- ア 期限
平成18年3月23日(木)午後3時まで
- イ 場所
3に記載の場所
- (7) 譲渡証明書等
有り
- (8) 売却をする船舶の公開
- ア 期間
平成18年2月20日(月)から平成18年3月9日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 場所

- 3に記載の場所
(9) その他詳細は、入札説明書による。

